

SKIM 2019 vol.4

今回のテーマ 働き方改革を 進めるために

医師の働き方改革を取り巻く環境

第196回通常国会における「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」の成立により、医師は、2024年4月から、「時間外労働の上限規制」が適用されます。また、厚生労働省「医師の働き方改革に関する検討会」が2019年3月28日にまとめた報告書において、医師の時間外労働の上限規制の方向性が示されました（図表1）。

さらに、前回のSKIMで紹介しました「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフティングに関するヒアリング」の開催や、約70年ぶりの「医師、看護師等の宿日直許可基準」の変更（図表2）、「医師の研鑽にかかる労働時間に関する考え方」の提示など、厚生労働省は<医師の働き方改革>を確実に進めるための土台作りをしています。

図表1 医師の時間外労働規制の方向性
(2024年4月～)

		(A) 水準 診療従事勤務医の 時間外労働の上限基準	(B) 水準 地域医療確保 暫定特例水準	(C) 水準 集中的技能 向上水準
36協定で 締結できる 時間数の上限	①通常の時間外労働（休日労働を含まない）	月45時間以下・年360時間以下		
	②「臨時的な必要がある場合」（休日労働を含む）	月100時間未満 年960時間以下	（ただし下表の面接指導等を行った場合には例外あり） 年1,860時間以下	
③36協定によっても超えられない時間外労働の 上限時間（休日労働を含む）		月100時間未満 年960時間以下	（例外につき同上） 年1,860時間以下	
適正な労務管理（労働時間管理等）		一般労働者と同様の義務（労働基準法、労働安全衛生法）		
医師労働時間短縮計画の作成によるPDCAの実施		現行どおり （勤務環境改善の努力義務）	義務	
追加的 健康確保 措置	連続勤務時間制限28時間※1（宿日直許可なしの場合）	努力義務 （※2が年720時間等を超える 場合のみ）	義務	
	勤務間インターバル9時間			
	面接指導（睡眠・疲労の状況の確認を含む）・ 必要に応じ就業上の措置（就業制限、配慮、禁止）	時間外労働が月100時間以上となる場合は義務 （月100時間以上となる前に実施※3）		

※さらに、時間外労働月155時間超の場合には労働時間短縮の措置を講ずる。

追加的健康確保措置については医事法制・医療政策における義務付け、実施状況確認等を行う方向で検討（36協定にも記載）。
面接指導については労働安全衛生法上の義務付けがある面接指導としても位置づける方向で検討。

- ※1 (C)-1水準が適用される初期研修医の連続勤務時間制限については、28時間ではなく1日ごとに確実に疲労回復させるため15時間（その後の勤務間インターバル9時間）又は24時間（同24時間）とする。
- ※2 長時間の手術や急患の対応等のやむを得ない事情によって例外的に実施できなかった場合には、代償休息によることも可能（(C)-1水準が適用される初期研修医を除く）。
- ※3 時間外労働実績が月80時間超となった段階で睡眠及び疲労の状況についての確認を行い、(A)水準適用対象者の場合は疲労の蓄積が確認された者について、(B)・(C)水準適用対象者の場合は全ての者について、時間外労働が月100時間以上となる前に面接指導を実施。

出典：厚生労働省 医師の働き方改革に関する検討会 参考資料1（2019年3月28日）（一部抜粋、改変）

図表2 医師、看護師等の宿日直許可基準

医師等の宿日直勤務については、<「下記3条件」の全てを満たす>かつ<宿直の場合は夜間に十分な睡眠がとり得るものである>場合に、宿日直の許可を与えるよう取り扱うこと。

- 条件① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること
- 条件② 宿日直中に従事する業務は、一般の宿日直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること
- 条件③ 一般の宿日直の許可の際の条件を満たしていること

出典：厚生労働省通知 基発 0701 第8号（2019年7月1日）（一部抜粋、改変）

NextPage → 「モデル就業規則」から副業禁止規定を削除